

がん保険に係る政令改正要望について

平成 2 1 年 4 月 2 2 日

株式会社かんぽ生命保険

新商品・サービスへの期待	1
がん保険の市場ニーズ	2
かんぽ生命の商品ポートフォリオ	3
新契約件数・新契約保険金額の推移	4
かんぽ生命の健全性・収益性・成長性	5
日本生命との提携による第三分野単品商品(がん保険)の開発	6
郵政民営化の円滑な推進(株式上場と第三分野商品)	7
がん保険の販売状況	8
がん保険の限度額に係る法規定	9
政令改正要望の内容	10

- 民営化後の郵便局等における新商品・サービスに対して、8割近くのお客さまが期待を寄せている。
- 保険関連商品・サービス中では、がん保険を含む医療保険(第三分野商品)へのニーズが最も高いが、かんぽ生命はお客さまの期待に応えられていない状況。

郵便局等における新商品・サービスへの期待

新商品・サービスへの期待

▷ **78.1%**
(期待しない：9.0%)

【新商品・サービスを期待する理由】

郵便局等はどこにでもあるので、利用しやすいから

▷ 75.6%

郵便局等は馴染みがあるので、新しいサービスでも利用しやすいと思うから

▷ 34.1%

郵便局等の商品やサービスは、何となく安心・信頼できるから

▷ 26.6%

折角、民営化したから

▷ 25.0%

保険関係商品・サービスの提供等への期待度

医療保険（がん保険・女性向け保険を含む）

▷ **44.3%**
(期待しない：17.9%)

医療保障の限度額の引き上げ又は廃止

▷ **38.2%**
(期待しない：17.5%)

死亡保障の限度額の引き上げ又は廃止

▷ **37.0%**
(期待しない：17.8%)

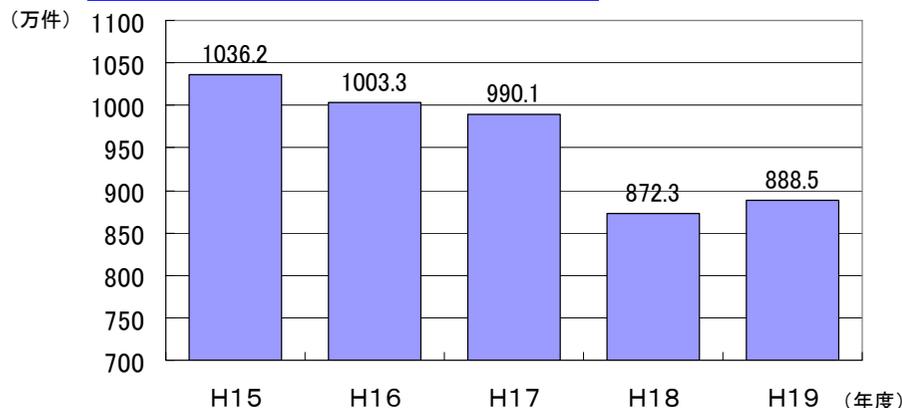
変額年金保険

▷ **37.0%**
(期待しない：19.4%)

- 個人保険全体の新たな契約件数が減少傾向にある中、がん保険の新たな契約件数は年間100万件前後で堅調に推移。
- 悪性新生物(がん)に関して、継続的な医療を受けている患者は増加傾向にあるが、がん保険の世帯加入率は5割強であり、特に配偶者の加入率は低い状況。

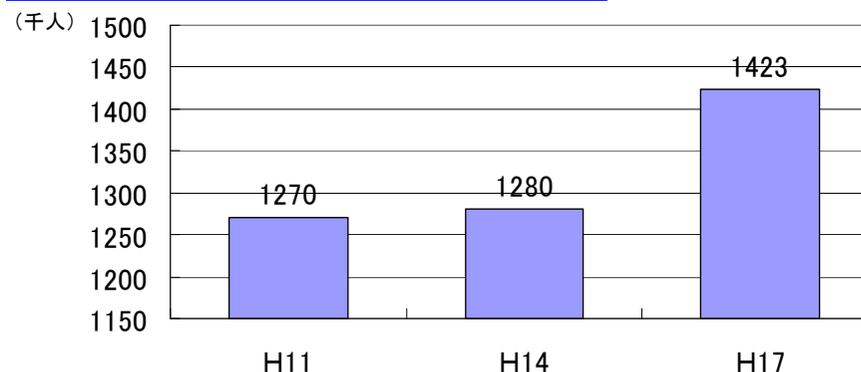
【新契約件数(個人保険)の推移】

(出所)インシュアランス生命保険統計号



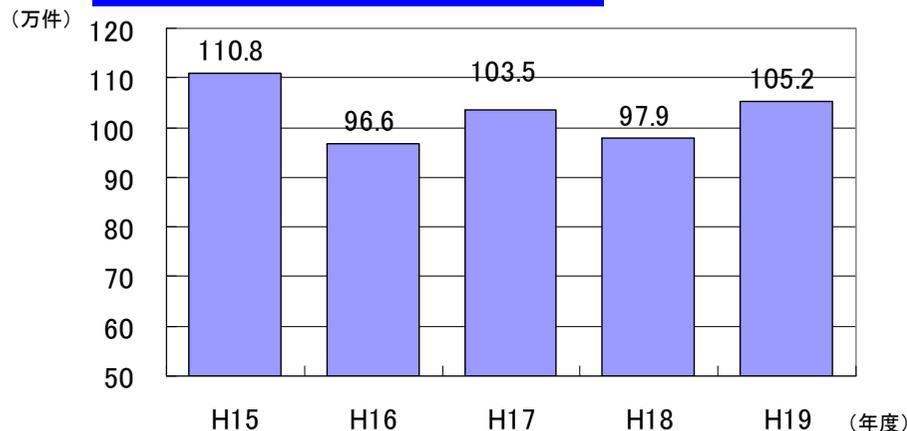
【悪性新生物(がん)総患者推計数】

(出所)厚生労働省 平成17年 患者調査報告(傷病分類編)



【がん保険の新契約件数の推移】

(出所)インシュアランス生命保険統計号



【生命保険に関する全国実態調査】

(出所)生命保険文化センター資料

【H18年度】

がん保険の加入率

生命保険の加入率

世帯

56.4%

87.5%

世帯主

50.4%

82.7%

配偶者

32.3%

73.9%*

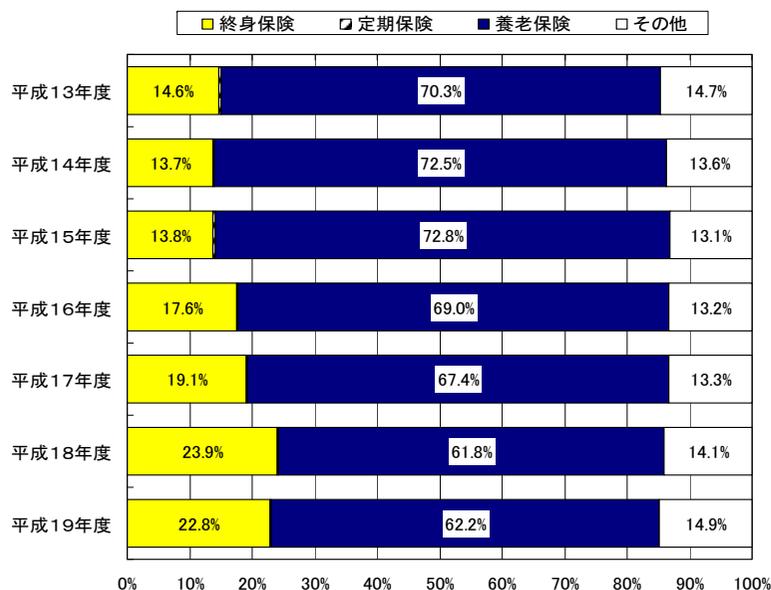
(※)男性世帯主の配偶者

がん保険の市場には拡大余地が存在している。

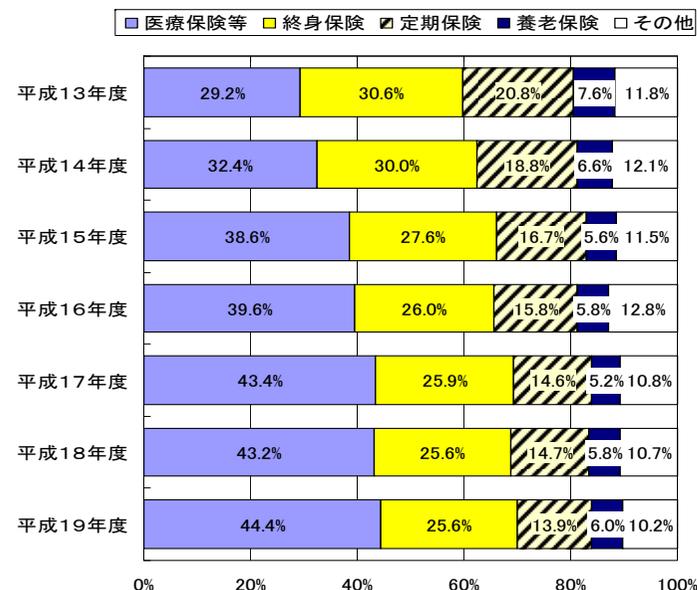
- 他民間生保が医療保険等に商品ポートフォリオをシフトしているのに対し、かんぽ生命は商品開発に係る制約等のため、依然として養老保険が新契約の大半を占めるポートフォリオ。
 - 郵政民営化委員会の意見書にも指摘されているとおり、「商品が養老保険に偏ることに伴う構造的な縮小リスク等」の問題を抱えている状況。
- ⇒ お客さまニーズの変化に対応した第三分野商品など保障性商品の充実が不可欠。

【保険種類別新契約件数の推移】

[かんぽ生命]



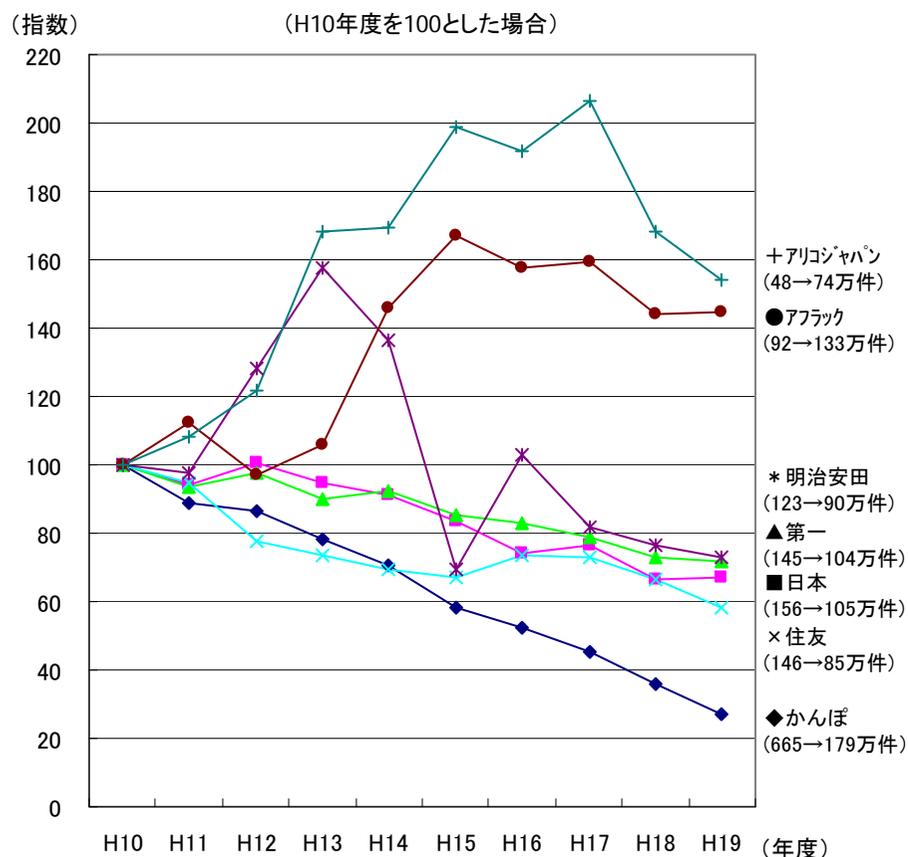
[他民間生保]



※ 平成19年度は、簡易生命保険契約とかんぽ生命保険契約の合計。

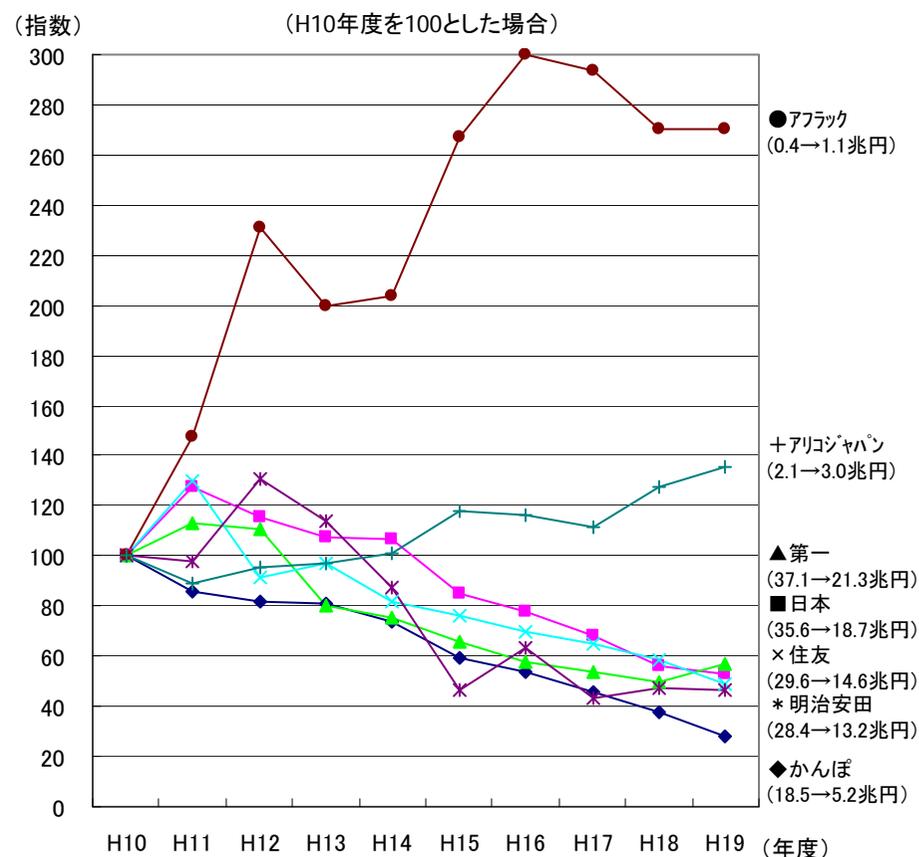
- 過去10年間に於いて、国内大手生保(日本・第一・明治安田・住友)の新契約は、件数で▲33%減少、保険金額で▲48%減少。かんぽ生命(民営化前は簡保データ)の新契約は、件数で▲73%減少、保険金額で▲72%減少。
- その間、アフラック社の新契約は件数で+45%増加、保険金額で+170%増加するなど、第三分野商品に強い外資系生保は増加傾向。

【新契約¹件数(個人保険)の推移】



(出所)インシュアランス生命保険統計号
¹新契約には転換後契約を含む

【新契約¹保険金額(個人保険)の推移】



- 投資家の信認を継続的に確保するためには、将来にわたり、ゴーイングコンサーンとして、経営の健全性を基盤としつつ、更に収益性・成長性を高め、企業価値の向上を図る必要がある。【H21.3.13 郵政民営化委員会意見】
- かんぽ生命の経営状況については、健全性は他社生保と比較して良好な水準にあるが、収益性・成長性は見劣りしており、改善のため、新商品の開発や既存商品の見直しが必要となっている。

	健全性 【ソルベンシー・マージン比率】 (H20.12)	収益性 【基礎利益率 ¹ 】 (H20.4 ~ H20.12)	成長性 【保有契約件数 ² 対前年度末 増加率】(H20.12)
かんぽ生命	1,404.0%	0.42%	▲ 5.8%
日系大手4社平均 (日本・第一・明治安田・住友)	908.9%	1.07%	▲ 1.8%
外資系大手2社平均 (アリコジャパン・アフラック)	836.6%	2.14%	+ 2.2%

¹基礎利益(年換算後) ÷ 総資産
²個人保険ベース

(出所)各社四半期決算資料

かんぽ生命は、養老保険に偏ることに伴う構造的縮小リスク等を抱えていることから、がん保険の販売により、収益性・成長性の改善を図ることが必要

- お客さまの生存保障ニーズに適切に応えるため、日本生命との提携により、中高年・女性の既契約者を主なターゲットとして、「がん」という特定疾病に特化した第三分野単品商品を開発中。
- ⇒ がん保険の商品特性上、入院保険金等の総額に制限があると競争力の確保が困難なため、限度額管理の枠組の一部修正が必要であり、平成21年3月19日に政令改正要望を提出したところ。

【実施計画(抜粋)】

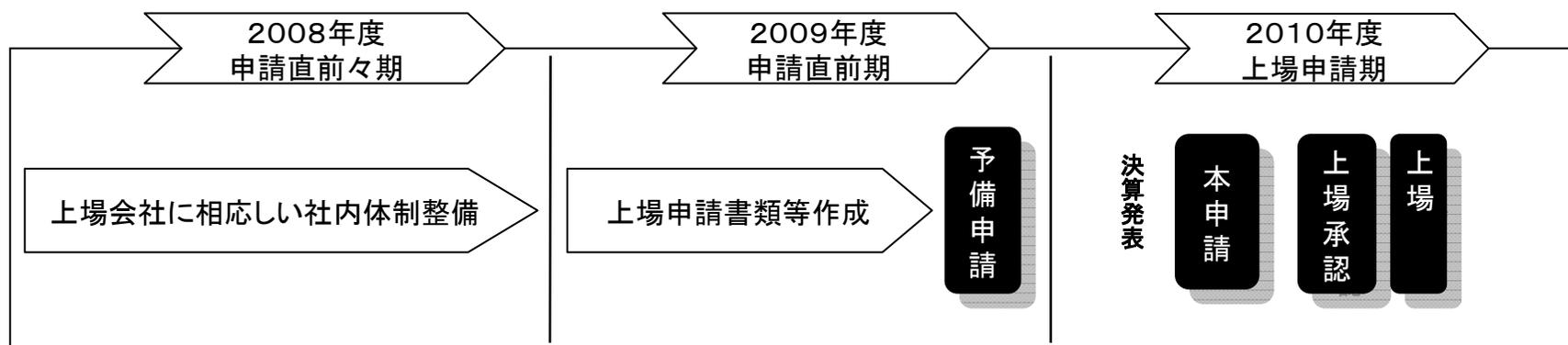
第三分野等の新たな商品については、お客様の生存保障ニーズに適切に応えるため、引受け・支払管理態勢等の整備を適切に行った上で、他の生命保険会社との連携を含めた幅広い選択肢の下で商品を開発・提供することを希望します。

平成19年9月10日
金融庁・総務省認可

【日本生命との一部業務の提携に関する合意】

項目	内容	
基本合意書締結	平成20年2月22日	
業務提携の内容	(1) 商品開発	メインチャネルである郵便局を通じて提供する商品・サービスを検討し、日本生命は保険商品の開発に必要なデータ・ノウハウを提供
	(2) 事務・システムの構築	お客さま保護に資する引受・支払管理態勢を実現するための事務・システムを構築するに当たって、日本生命は必要なデータ・ノウハウを提供
	(3) リスク管理上の方策等	開発した商品に関して、リスク管理上の方策や、販売量拡大のためのマーケティング方策についても、両社で検討

- かんぽ生命は、民営化後3年目(2010年度)の上場を目指していることから、2009年度に東京証券取引所へ予備申請を行い、2010年度に本申請、上場承認、上場を目指すスケジュール。
- 並行して投資家説明を実施し、かんぽ生命のビジネスモデル、健全性・収益性・成長性について、投資家の信認・評価を得ることが必要。

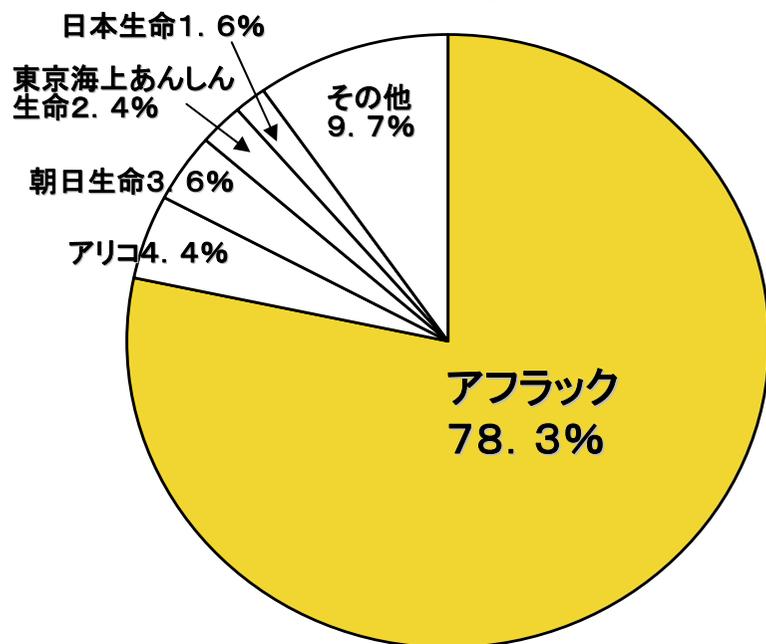


【株式上場における第三分野商品(がん保険)の位置付け】

- 株式上場を目指すに当たり、市場で評価されるためには、株式上場前に、お客さまの生存保障ニーズに適切に対応し、収益性の高い第三分野商品の開発実績、販売実績を示すことで、将来の商品戦略、収益向上を投資家等に訴求することが不可欠。
- 特に、かんぽ生命の「製販分離」のビジネスモデルが成り立つことについて、投資家の理解・納得を得るためには、他社との連携等を通じて、郵便局のお客さまニーズに合致した商品をタイムリーに提供できる実績を挙げる必要がある。
- 郵便局では、平成20年10月から他社の第三分野商品が販売されていることから、当社が第三分野商品を早期に提供できなければ、郵便局のお客さまニーズに応えることができず、成長性を失うことになると投資家から懸念される。

- がん保険の市場(保有契約件数)は、アフラック社が約8割の圧倒的シェアを占めており、かんぽ生命のがん保険販売により、適切な競争を通じて生命保険市場の活性化が図られる。
- アフラック社は、先行して平成20年10月から、郵便局300局でがん保険を販売開始。かんぽ生命のがん保険販売により、お客さまの選択肢が増えて利便性が高まるとともに、郵便局会社の手数料収入も増加し、郵便局ネットワークの価値を高めることができる。

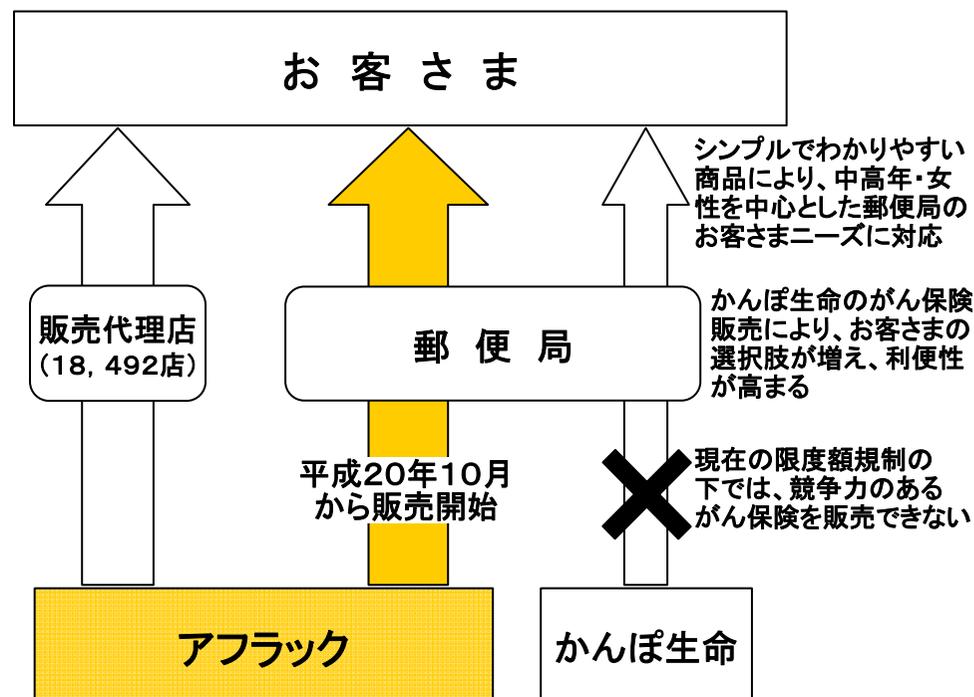
【がん保険 保有契約件数 1,801万件】
(H19年度)



※ かんぽ生命のシェアはゼロ

(出所)インシュアランス生命保険統計号

【郵便局等を通じたがん保険販売】



- 現行の限度額は、特約等を含めた第三分野について、新旧契約通算で1000万円までとされている。
⇒ 他社では日額により限度額管理がされており、入院保険金総額(日額×入院日数)等の制限は行っていない。

【郵政民営化法第137条における限度額管理の枠組み（第三分野関係）】

保険業法第3条第4項第2号（第三分野）の保険の限度額は、政令で定める保険区分ごとに新旧契約通算

【民営化第137条】

$$\text{かんぽ契約の保険金額} + \text{機構契約の保険金額} \leq \text{限度額}$$

【民営化法施行令第8条】

◎保険業法第3条第4項第2号

- イ 人が疾病にかかったこと
- ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態
- ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡
- ニ イ又はロに類するもの
- ホ 治療を受けたこと

政令で定める保険区分

一 保険業法第3条第4項第2号イからニまでに該当する保険

一 旧簡保法第18条第1号又は第2号に掲げる事由を含む旧特約(災害特約)

1000万円

二 保険業法第3条第4項第2号ホに掲げる事由に該当する保険

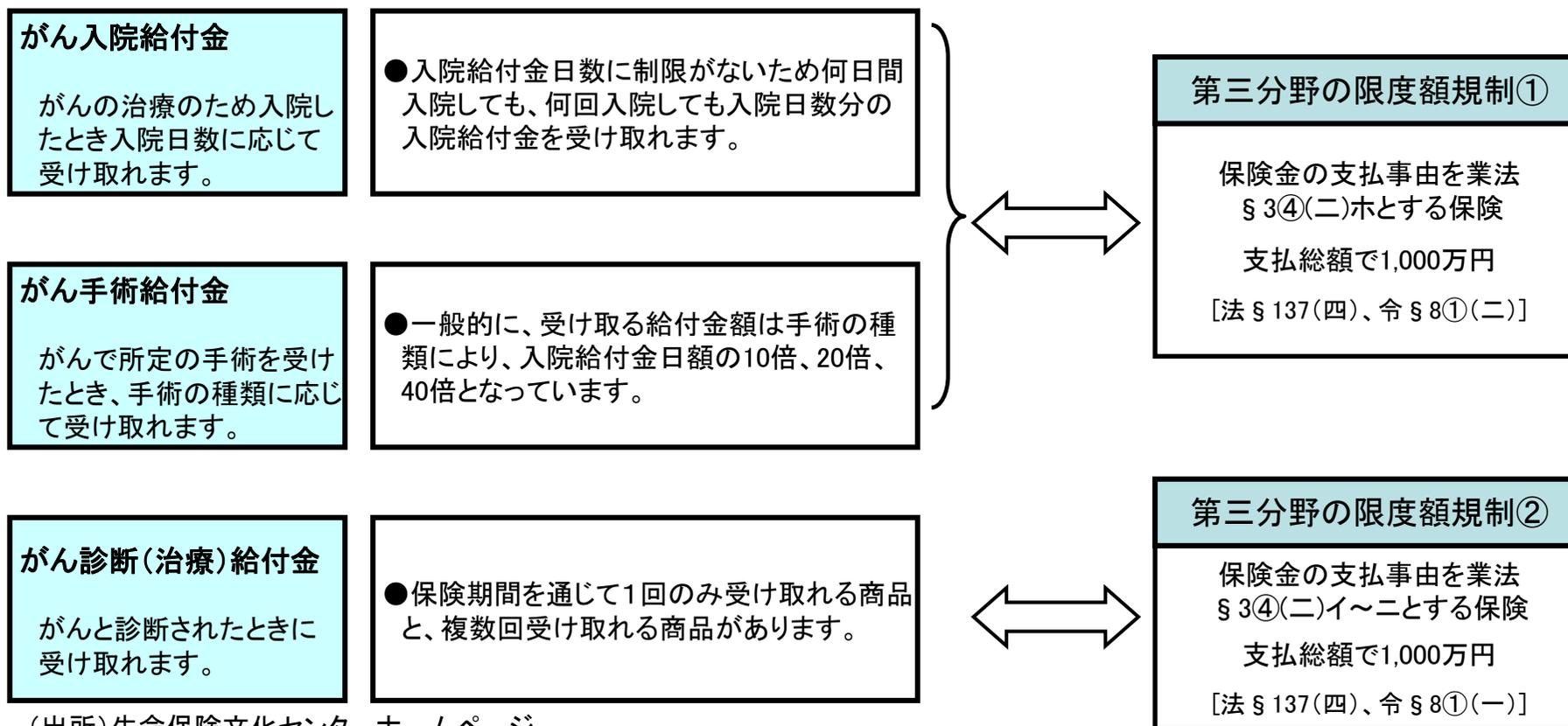
二 旧簡保法第18条第3号又は第4号に掲げる事由を含む旧特約(入院特約)

1000万円

※保険金額は支払総額による。【民営化法施行令第5条第2項】

- がん保険の商品性のためには、支払総額による限度がネック。
⇒ がん保険に関しては、既存の保険金額等の限度額とは別枠とし、入院日額を基準として限度額管理が行えるようにしていただきたい。

【がん保険の主な給付金の一般的な例】



(出所)生命保険文化センターホームページ